

# 第7章

## 東日本大震災以外の災害への職員派遣



道路沿いの家屋倒壊 熊本県（熊本地震（平成28年）発災後）

- 第1節 熊本地震（平成28年）
- 第2節 九州北部豪雨（平成29年）
- 第3節 西日本豪雨（平成30年）
- 第4節 北海道胆振東部地震（平成30年）
- 第5節 東日本台風（令和元年）
- 第6節 令和2年7月豪雨

平成 23 年 3 月の東日本大震災以降、平成 28 年の熊本地震、令和元年の東日本台風など、地震、台風、大雨等による大規模災害が近年頻発する中、全国知事会からの職員派遣要請等に基づき、東日本大震災以外の被災自治体に対しても、事務職及び技術職の職員を中長期で派遣してきた。

本章では、東日本大震災以外の災害に係る人的支援について、主な実績、成果等を紹介する。

## 第 1 節 熊本地震（平成 28 年）

### 1 道路・河川等（熊本県）

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震は、3 日間のうちに最大震度 7 の地震が 2 回（前震:14 日、本震:16 日）起きた、これまでに例のない地震である。また、平成 28 年 6 月の梅雨前線豪雨と平成 29 年 7 月の九州北部豪雨を合わせた被害は甚大で、地盤は緩み、山腹・河川・道路等の公共土木施設はもとより、阿蘇地域が壊滅的な被害に見舞われた。

こうした甚大な被害を受けた熊本県内の地域において、公共土木施設の早期復旧をするため、阿蘇地域振興局に技術系職員の派遣を決定した。

#### (1) 阿蘇地域振興局 土木部（平成 28 年度～平成 30 年度）

##### ア 組織概要

阿蘇地域振興局土木部は、阿蘇市をはじめ小国町、南小国町、高森町、産山村、南阿蘇村及び西原村の約 1,079km<sup>2</sup> の広範囲を管轄しており、生活道路はもとより阿蘇地域の観光資源を快適に結ぶ道路の整備及び維持補修、生命・財産を災害から守るための河川や砂防施設の整備、建築確認や広告物等を周辺の景観に適応させるための指導などを行っている。こうした中、災害復旧事業についても行うこととなった。

都職員は、主として「災害復旧事業」を担当した。具体的な業務内容は、①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく各申請書の作成、②災害査定準備に伴う積算・設計業務、③国土交通省及び県との調整、④国の災害査定の立会い、⑤実施設計書及び入札添付書類の作成、⑥災害査定完了後の工事の積算・発注・工事監督等である。

##### ・主な担当業務

- ①熊本県阿蘇地域振興局管内道路の災害査定
- ②災害復旧事業の工事発注と監督業務

担当した工事箇所図



### ・派遣職員数

年度	H28	H29	H30
派遣人数	3	1	1

※ 派遣職員数は各年度10月1日時点(平成28年度は10月1日時点)

## イ 主な成果

### (ア) 阿蘇地域振興局管内道路の国の災害査定

阿蘇地域振興局管内では、熊本地震外の災害により435箇所の被害があった中で、都職員は道路の災害復旧事業を担当し、道路被害のあった133箇所について災害査定を受検した。

災害査定は、被災した現地において、自治体などが国土交通省及び財務省の査察官等に被災状況と復旧方法を説明し、査定金額(復旧予算)を決定する制度であり、今回の査定は20次まで行われた。



19次査定現場



20次査定現場

### (イ) 災害復旧事業の工事発注と監督業務

工事内容は、河川と砂防に係る護岸等構造物の復旧であり、個々の工事規模は施工延長が数メートル程度と大きくはないが、一つの災害箇所に複数の復旧箇所が含まれており、担当した箇所数は最大で30を超えた。



平成30年10月末に契約できた布田川の被災箇所  
(平成30年12月撮影)



崩落した花原川の法面  
(平成30年9月撮影)

### 派遣職員の声

- 被災自治体にとっては、応援として派遣されて来る他自治体の職員を「受け入れる力」が大変重要だと感じた。熊本に初めて来た職員と協力し、復旧・復興を進めていくためには、いかに確かな指示を出し、応援職員の手を引くことができるかが重要になってくる。私自身、100%の力を出し切ったと自負しているが、それを可能にしたのは、熊本県に「受け入れる力」が備わっていたからに他ならないと感じた。

- 様々な被災箇所へ足を運び、護岸を削り取った土石流の流路を見て、自然災害の恐ろしさを感じた。その一方、右袖部が破壊されても、土砂や流木を少しでも食い止めた砂防えん堤を見て、土木施設の重要性を再認識し、公務員の土木職の仕事は非常に責任があり、やりがいに満ちていると改めて感じた。

## 2 区画整理（熊本県）

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では、特に、1 回目（前震）発生の日奈久断層と 2 回目（本震）発生の日奈久断層が交点する益城町において、住家の全壊 2,756 棟、半壊・一部損壊 7,440 棟と街全体が壊滅状態に見舞われた。

今回の甚大な被害を受け、益城町及び熊本県は、復興の早期実現に向けて、熊本市内から益城町の中心市街地を貫く道路整備、益城町中心市街地の土地区画整理を実施することとしたが、公共施設と宅地の整備を一体的に行う土地区画整理事業には特に専門性が求められる中、事業を実施する熊本県では、専門職員が著しく不足していた。そのため、県から他の自治体に技術系職員の派遣要請があり、都も益城復興事務所に技術系職員の派遣を決定した。

### (1) 県央広域本部 土木部 益城復興事務所 区画整理工務課（平成 30 年度～）

#### ア 組織概要

益城復興事務所区画整理工務課は、都市計画道路益城中央線事業、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業に関する業務を行っている。

附属された区画整理工務班の担当業務は、県施行による被災市街地復興土地区画整理事業に関する業務全般であり、具体的な業務内容は、①事業計画（変更）に関すること、②土地区画整理審議会の運営業務、③換地設計や仮換地指定等の換地業務、④道路及び宅地造成工事等の発注業務である。

#### ・主な担当業務

- ①都市計画決定・事業許可（事前）協議
- ②都市計画決定・事業許可（本協議）協議（復興土地区画整理事業）（面積：約 28.3ha）
- ③被災市街地復興土地区画整理事業



益城町内活断層の横ずれ



益城町内の倒壊家屋

・派遣職員数

年度	H30	H31 / R元	R2	R3	R4
派遣人数	1	1	1	1	1

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点

イ 主な成果

(ア) 都市計画決定・事業許可（本協議）協議（復興土地区画整理事業）

益城町市街地の緊急かつ健全な早期復興を図るため、益城中央被災市街地復興土地区画事業について、国土交通大臣による設計概要の認可取得、事業計画決定の公告を行い、事業に着手した。



(イ) 被災市街地復興土地区画整理事業

益城町中心市街地では、土地区画整理事業により住宅や業務系の施設、官公庁施設といった公益的施設を緊急に整備し、地域全体の復興を図るとしている。

本事業は、全体面積で約 28.3ha、57 街区、462 画地の土地について区画整理を実施する土地区画整理事業である。



区画整理地内に仮設店舗設置



区画整理による宅地造成

派遣職員の声

- 土地区画整理事業の経験が無いに等しい熊本県で、復興土地区画整理事業の立ち上げから、換地設計や仮換地指定等の換地業務、土地区画整理関連工事の着工に至るまで、幅広い貴重な経験をさせてもらえた。
 

その中で強く感じたことは、被災された権利者の皆様に、一日でも早く安全な土地をお返しし、生活再建をしていただくため、常に時間的緊迫性をもって取り組むことが重要だ、ということだ。

被災地に赴かなければ知る由もなかった山積された課題とその解決手法等について、実務を通じて経験したことで、少なからず復興土地区画整理事業における知見やノウハウを獲得することができたのではないかと感じている。
- 事業の立ち上げ時期から今日（令和元年度）に至るまで、紆余曲折ありつつも計画どおりに事業を推進できたことは、県職員と派遣職員とが、良好で強力なチームワークのもと、それぞれの経験と知識を持ち寄り、全力を挙げて取り組んできた結果であると確信している。
- 都の土地区画整理事業に 20 年以上携わってきた。熊本県での担当業務は、いずれもこれまでに経験してきたものだが、東京都以外でもお役に立てるのかとの不安もあった。しかし、業務を推進できたときに「経験者はやっぱり違うね。」と同僚に言っていただけであったことで、安心と自信になった。

### 3 産業再生等（熊本県）

#### (1) 概要

熊本地震で被災した中小企業等の施設の復旧を補助する「熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（以下「グループ補助金」という。）」事業を通して、熊本県内における経済活動の早期復興を支援するため、平成 29 年度から平成 31（令和元）年度まで延べ 5 名の職員を派遣した。

・派遣実績

配属先	派遣期間	派遣人数	従事業務
商工労働観光部 商工振興金融課	平成 29 年度	2 名	グループ補助金に関する業務
	平成 30 年度	2 名	
	平成 31 年度（令和元年度）	1 名	

#### (2) 取組実績

○商工労働観光部商工振興金融課

- ・グループ補助金交付申請
- ・補助金審査
- ・補助事業者の進捗管理
- ・財産処分手続

熊本県グループ補助金 グループ認定から補助金交付までの流れ





県内被災商業施設の復旧前後の様子

## 派遣職員の声

多くの人口や企業が集積している東京で大規模な地震が起きた場合は、多大な被害が発生し、都独自の課題も大量に山積することが予想され、他自治体からの派遣職員を受け入れながら、多くの職員が復旧・復興に携わっていくと思う。そのような中では、幅広い課題への柔軟な対応とともに、判断基準の明確化と、担当職員全員が状況に適時的確に対応できる業務体制が重要になると考えられる。そのためには、東北3県や、熊本県の例を参考に、震災が発生した際に必要となる業務を予測し、対応方針を決めてマニュアル等に整理しておくこと、状況の変化に応じて柔軟に対応できる人材の育成をすることが必要ではないかと感じた。

## 4 公共土木施設（熊本県）

熊本地震や平成30年7月豪雨などにより被災した公共土木施設が数多くあり、特に熊本地震による被害は大きく、工事件数が膨大であった。そのため、都も平成29年度から平成31（令和元）年度まで各年度1名の事務系職員を土木部河川港湾局河川課防災班に派遣した。

## (1) 土木部 河川港湾局 河川課 防災班

## ア 組織概要

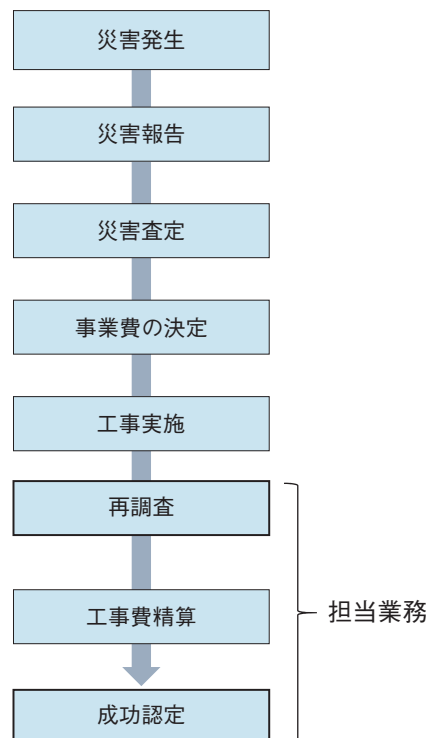
派遣当初、配属先の土木部河川港湾局河川課は、派遣当初、総務班、計画調査班、管理班、河川班、防災班、開発班の6班で構成され、河川海岸整備事業の調査計画や河川開発に係る政策の企画・調整等の業務を行っていた。

被災後には、公共土木施設災害復旧事務として、災害報告、災害査定、成功認定、再調査の業務を行っている。

## • 主な担当業務

- ① 公共土木施設災害復旧に係る再調査  
災害発生から3か年度目に災害復旧事業費を見直す調査であり、県の出先機関や市町村に工事箇所ごとの事業費の見込みを照会し、その回答を基に国土交通省や財務省に提出する調書を作成した。
- ② 公共土木施設災害復旧に係る市町村成功認定  
国庫負担の対象となった市町村（熊本市を除く。）の災害復旧

## 災害復旧事業の流れ



第1節 熊本地震（平成 28 年）

事業が、経理や工法等の観点から、適正に執行され、その目的に達しているかどうかを検査し、国の負担金の認定を行うもの。本事業では、検査箇所の照会、検査の行程調整、経理事務関係の検査を行った。

・派遣職員数

年 度	H29	H30	H31 / R 元
派遣人数	1	1	1

※派遣職員数は各年度 4 月 1 日時点



市町村成功認定 阿蘇市仙酔峡工事現場



市町村成功認定検査の様子

派遣職員の声

災害対応は事前準備が非常に重要であるが、熊本地震や東日本大震災のような未曾有の大災害に直面した場合、どれだけ事前準備をしても、対応業務に苦慮することが想定される。私が担当した災害復旧事業も、発災前に特段問題なく処理できていた業務が発災によって事務量が膨大になったため、手が回らなくなる状況が散見された。発災前に可能な限りの準備（業務の簡素化、効率化、システム構築等）を実施しておくことが、発災後の業務や職員の身体的・精神的負担を軽減させることに重要な役割を果たすと考えられる。



## 第2節 九州北部豪雨 (平成 29 年)

### 1 治山・林道事業 (福岡県)

平成 29 年 7 月 5 日から 6 日にかけて発生した九州北部豪雨では、福岡県朝倉市において 24 時間の降水量が観測史上 1 位を更新した。この豪雨により、多数の山腹崩壊が発生し、土砂や流木が生活道である県道や住宅にまで流出するなど、大きな被害もたらされた。本災害からの早期復旧を実現するため、朝倉農林事務所が朝倉市北部の旧甘木市一円及び東峰村、九州森林管理局が朝倉市内の残りの箇所と、施工区域を分割して事業を実施することとなった。こうした中、森林土木課では、県内他事務所から職員が増員されたが、県職員のみでは人員が不足していたため、都は林業系職員を朝倉農林事務所に派遣することとした。

#### (1) 朝倉農林事務所 森林土木課

##### ア 組織概要

朝倉農林事務所は、県下に 6 箇所ある農林事務所の一つであり、県中南部の朝倉市に位置している。森林土木課は、荒廃森林の復旧を行う治山係、林道の開設・維持管理を行う林道係で構成されている。主な業務は管内 7 市町村 (小郡市、朝倉市、久留米市、うきは市、筑前町、大刀洗町及び東峰村) における治山・林道事業の設計・現場監督と補助事業に関する技術指導である。

##### ・主な担当業務

- ① 災害関連復旧治山事業計画の作成、林野庁との協議
- ② 工事の設計・積算
- ③ 用地調査・地権者交渉等の発注準備
- ④ 「治山等激甚災害対策特別緊急事業」の現場調査や計画箇所選定

##### ・派遣状況

年度	H29
派遣人数	1

※ 平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで





「治山等激甚災害対策特別緊急事業」計画箇所①



「治山等激甚災害対策特別緊急事業」計画箇所②

#### 派遣職員の声

全国各地で局地的な豪雨災害が多発しており、都でも、今後いつ九州北部災害のような大災害が発生するかわからない。

今回発災後の第一陣として赴任し、被災地災害復旧に携わるという、代えがたい経験を得ることができた。この経験の中で、被災直後の復旧業務においては即時性と正確性の両方が求められる一方、これらの両立は困難であることを学んだ。

## 第3節 西日本豪雨（平成30年）

### 1 道路・河川等（愛媛県）

愛媛県では、平成30年に発生した西日本豪雨により、西予市内にある野村ダム及び大洲市内にある鹿野川ダムにおいて計画高水流量を大きく上回る流入があったため、ダムの安全確保のために放流を行った。その結果、大洲盆地のほか、山間部の各支川でも浸水や護岸の破損が発生し、また、約200箇所の道路被害が生じた。被災箇所の多さから、災害査定業務を県職員で対応することは難しい状況にあったため、都も、南予地方局大洲土木事務所河川港湾課に平成30年度から平成31（令和元）年度までの2年間に2名ずつ技術系職員を派遣した。

#### (1) 南予地方局 大洲土木事務所 河川港湾課

##### ア 組織概要

南予地方局大洲土木事務所は、平成30年の派遣開始時点で、「事業管理課」、「用地課」、「河川港湾課」及び「道路課」4課で構成されており、大洲市及び内子町の1市1町を管轄し、所内各課の土木技術に係る事務の総合調整及び連絡調整、河川・港湾・海岸及び砂防事業などを行っている。

都職員は、平成30年度、平成31年度に「河川港湾課」に2名が配属され、河川の復旧工事を行った。

都職員は、①設計書作成、②災害査定準備に伴う写真整理、③地権者承諾、④護岸の災害査定設計書の作成、⑤護岸の復旧工事の監督等の災害復旧業務を担当した。

##### ・主な担当業務

河川の災害復旧に係る災害査定、災害復旧工事の発注・監督等に関する業務



大洲土木事務所管内（赤色）

・派遣状況

年 度	H30	H31 / R 元
派遣人数	2	2

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点（平成30年度は9月1日時点）



椽元川（復旧工事前）



椽元川（復旧工事後）



災害査定時の査定官への説明

## 2 グループ補助金事務等（愛媛県）

### (1) 概要

平成30年7月の西日本豪雨災害からの一刻も早い復興を支援するため、都は、平成30年9月から平成31年度（令和元年度）まで、経済労働部及び農林水産部にそれぞれ事務職員を派遣した。

・派遣実績

配属先	派遣期間	派遣人数	従事業務
経済労働部 産業支援局 経済支援課	平成30年度 平成31年度	1名 1名	愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）
農林水産部 農業振興課 農地整備課	平成30年度 平成31年度	1名 1名	被災した農地・農業用施設の災害復旧事業

## (2) 取組実績

### ア 経済労働部産業支援局経済支援課

#### ・グループ補助金

被害の大きかった大洲市において、被災事業者の相談対応、個別相談説明会、グループ補助金申請書類審査、関係部署との連絡調整、現地確認等の業務に従事した。

### イ 農林水産部農業振興局農地整備課

農地・農業用施設等が災害による被害を受けた場合は、農林水産業の維持や事業者の経営安定を図るため、一定の要件に該当する災害復旧事業について、国が経費の一部を補助又は負担する災害復旧事業制度が設けられている。また、農家1戸当たりで災害復旧事業費を算出した際、一定の基準を超えた場合には、通常の災害に対する補助率より高率の補助が受けられる制度がある。

これらの制度では、国が都道府県を補助することとなっており、補助金を受けるために必要な事務（割当内示、交付申請、報告、精算、調査等）及び災害復旧事業を行う事業主体に補助金を交付するために必要な事務（交付決定、変更承認等）を担当した。



建物内部に土砂が侵入

### 派遣職員の声

被災者に寄り添い、被災者目線で復旧・復興事業をやり遂げる強い意志を持ちながら業務を遂行する県職員と一緒に勤務することができたことは、何より貴重な経験となった。また、同じ都道府県に勤務する地方公務員としてその姿勢に刺激を受け、都道府県の役割や誰のために何を目的として職務を行うのかを考えさせられる機会にもなった。今回の愛媛県での勤務経験によって体感した住民目線、目的の達成に向けた県職員の強い意志、スピード感、危機管理意識は、今後、都政の場で生かしたいと考える。

## 第4節 北海道胆振東部地震（平成30年）

### 1 道路・河川等（北海道）

平成30年9月6日に胆振地方東部を震源とするマグニチュード6.7、最大震度7（厚真町）の北海道胆振東部地震が発生し、直後には、全道がブラックアウトに見舞われた。林地崩壊は4,300ha、6,000箇所。道路関連は舗装クラック、崩土埋没、道路決壊等が111箇所。河川関連は護岸損壊、河道埋塞などが26箇所と、その被害は甚大で、地域全体が壊滅的被害に遭っている。

こうした状況を受け、被災箇所の早期復旧をするため、胆振総合振興局に技術系職員を派遣した。

#### (1) 胆振総合振興局 室蘭建設管理部 苫小牧出張所（平成31年度～令和2年度）

##### ア 組織概要

胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所は、苫小牧市、安平町、厚真町及びむかわ町の1市3町を管轄しており、道央自動車道苫小牧中央インターチェンジの新設、安平川の河川改修などのほか、道路・河川の維持・管理を主要業務とし、地震後は、道路・河川等の災害復旧、その他災害関連事業等を行っている。

都職員は、平成30年4月に配属され、①急傾斜地対策工、②土砂流出を抑制する谷止工と土砂防護柵工、③河川の護岸復旧工事等の積算・工事監督等の災害復旧工事を担当した。

##### ・主な担当業務

- 厚真町吉野地区の急傾斜地災害復旧工事
- 厚真町の河川護岸災害復旧工事



### ・派遣職員数

年度	H31 / R元	R2
派遣人数	1	1

※派遣職員数は各年度4月1日時点

### イ 主な成果

厚真町において、急傾斜地対策工事、河川護岸復旧工事を担当し、令和2年度内に竣工した。



損壊した浄水場と被災護岸（令和元年9月）



厚真町吉野地区の急傾斜地（令和2年8月）



ハビウ川護岸工事（令和2年9月）

### 派遣職員の声

- 被災箇所のはほとんどは、土砂に押し流され埋没している。土砂の掘削を進めていくと、大量の倒木のほか、電柱、道路施設、用排水構造物などが見つかり、ときには被災家屋の残骸が出てくる。何かが見つかるたびに現地へ赴き、厚真町役場の担当部署とやりとりする中で、所有者との間に対応方針を合意するまで工事を止めたことも一度や二度ではない。遺族にとっては大切な遺品や貴重品の可能性があり、慎重に進めなければならないため、工事が予定どおりに進まない時期もあった。
- 土地勘がなかったため、当初は距離感の違いに戸惑った。管内図を見て、担当現場までの移動は30分くらいと思って、走り続けて軽く1時間はかかる。現場間の移動も最大で20分程度かかるため、まとめて業務をこなすよう事前の準備と連絡に気を配った。個人的に出かけるとしても、3～4時間のドライブは当たり前。北海道は本当に広い。

## 第5節 東日本台風（令和元年）

### 1 用地取得（岩手県）

#### (1) 概要

東日本大震災から9年余りが経過し、復興事業が一定の成果を上げていく中で、令和元年東日本台風（台風19号）により、岩手県沿岸部は再び多くの被害を受けた。関係市町村や国と協力・連携し、岩手県沿岸広域の復興のため、総力を挙げて震災・台風からの復興を推進するため、令和2年度から都は沿岸広域振興局土木部用地課に職員を派遣している。

#### ・派遣実績

配属先	派遣期間	派遣人数	従事業務
沿岸広域振興局 土木部用地課	令和2年度	1名	事業用地取得、用地補償業務、 用地測量調査業務委託の設計、土地評価、契約事務など
	令和3年度	1名	
	令和4年度	1名	

#### (2) 取組実績

##### ア 沿岸広域振興局土木部用地課

砂防ダムの整備や堤防の復旧のための事業用地の取得及び補償を担当した。

（主な担当地域：釜石市箱崎町、釜石市大字平田、上閉伊郡大槌町など）



大量の土砂・流木が住居を直撃（釜石市）

#### 派遣職員の声

もし東京都が他の自治体から応援職員を受け入れる事になった場合に、どのような対応を取るべきか意識するようになった。自分が未経験ながら用地業務をこなしているのは、業務の割り振りや周囲からのサポートがしっかりしているからに他ならない。未経験の応援人員にどのような順序でどのような業務を持たせるのか、資料や研修はどれだけ用意しておくのか、こういった体制を受け入れられる側として体験できたことは非常に貴重であった。都が受け入れる側になった際には、ぜひこの経験を生かさなければと考えた。



## 2 経理事務等（宮城県）

### (1) 概要

令和元年10月に発生した令和元年東日本台風（台風19号）により、宮城県では、河川の氾濫や住民の死亡が確認されるなど、甚大な被害が発生し、早期復旧に向けて様々な事業を推進する必要が生じた。都からは、令和元年度の第4四半期に1名、令和2年度及び令和3年度にそれぞれ1名の職員を派遣した。

#### ・派遣実績

配属先	派遣期間	派遣人数	従事業務
保健福祉部 震災援護室	令和元年度 (令和2年1月～3月)	1名	契約事務（民間賃貸借上住宅関連）
土木部 大河原土木事務所 経理班	令和2年度 令和3年度	1名 1名	契約事務、経理事務

### (2) 取組実績

#### ア 土木部大河原土木事務所経理班

台風による河川・砂防等の被災箇所における応急工事、復旧工事及び建設関連等について、契約事務及び経理事務を担当した。



雉子尾川（丸森大内）



県道丸森霊山線道路災害現場（丸森町）

### 3 下水道事業（福島県）

#### (1) 概要

令和元年10月の令和元年東日本台風（台風第19号）により、福島県中央部を南北に流れる一級河川阿武隈川及びその支流が氾濫し、流域に甚大な被害をもたらした。

この台風では、阿武隈川の支流である「滝川」の堤防が決壊したことにより、県北地域2市2町を対象とする流域下水道施設「県北浄化センター」を含む周辺一帯に外水が流入し、浄化センター全体が水没した。浄化センター1階及び地下階には泥等が混ざった濁水が流れ込み、土木施設、建物、機械設備及び電気設備等の大部分が被災したため、大規模な復旧工事が早急に必要となった。

全国知事会、福島県からの要請を受け、都は、令和2年度から令和3年度にわたり福島県に電気技術職職員を派遣した。

#### ・派遣職員数

年度	R2	R3
派遣人数	1	1

※派遣職員数は各年度4月1日時点



浸水被害状況（赤枠が県北浄化センター）

#### (2) 取組実績

##### ア 県北流域下水道建設事務所 建設課

都職員は2年間の派遣期間で、全災害復旧工事19案件中、プラント電気設備の設計及び全6件の施工監督業務を担当した。

（プラント電気設備設計業務及びそのスケジュール管理）

災害復旧工事は、国の補助金の関係上、発災年度を含む3か年で完成させねばならないため、現場施工及び機器製作期間を考慮した工期を確保し、議会承認日程に配慮した非常に厳しい日程で設計を完了させた。また、現場は受変電設備が全く使えない状況であったため、図面を片手に持ちながらヘッドライトの明かりを頼りに浄化センター内を歩き周り、日々現状把握をしながら設計業務を進めた。



電気室（被災直後）



電気室（復旧後）

### 派遣職員の声

被災地での経験を踏まえ、今後起こりうる首都直下地震などの大規模災害に対して、安全安心な都民生活をいかに迅速に確保することができるかは、都職員の技術力の維持向上にかかっている。現状の技術力に驕ることなく、さらに自己研鑽、若手職員の育成に力を入れていきたい、という決意が聞かれた。



災害復旧を担った職員（仲間）たち

## 4 産業再生等（栃木県）

### (1) 概要

栃木県は、令和元年東日本台風（台風第19号）により甚大な被害を受けた中小企業者の復旧・再建を支援するため、令和元年11月に栃木県産業労働観光部経営支援課内に、中小企業等復興支援チームを設置し、実行体制を整備した。

令和2年4月からは、行政組織上の中小企業等復興支援担当として格付けされ、栃木県庁内に宇都宮受付センター（宇都宮市）を、さらに、被害の大きかった県南地域に県南受付センター（佐野市）を設置し、宇都宮及び県南のいずれでも中小企業等からの相談等に対応できる体制が整備された。都からは、令和2年度に県庁内の宇都宮受付センターへ職員1名を派遣した。

・派遣実績

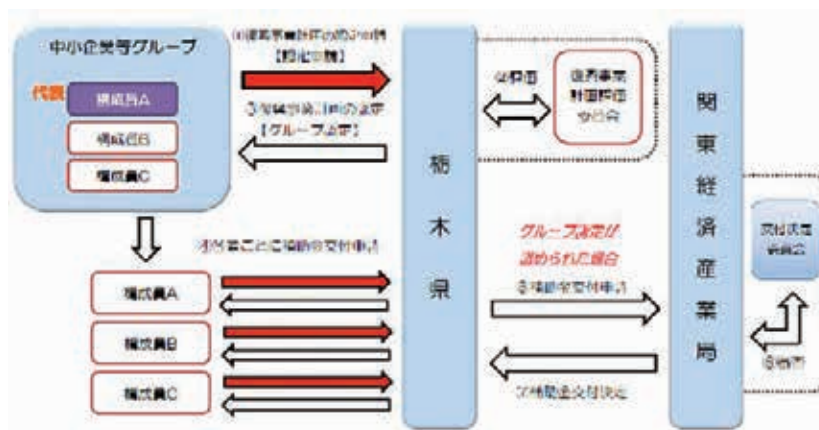
配属先	派遣期間	派遣人数	従事業務
産業労働観光部 経営支援課	令和2年度	1名	中小企業等復旧・復興支援事業補助（グループ補助金）に関する業務

(2) 取組実績

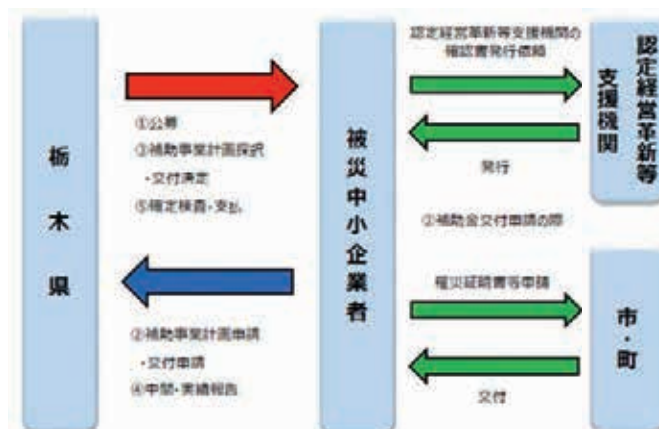
産業労働観光部経営支援課において、以下の業務を担当した。

- ・中小企業等グループ施設等復旧事業費補助金関係
- ・地域企業再建支援事業費補助金（自治体連携型補助金）関係
- ・補助金制度の周知
- ・事業者等からの相談対応、補助金申請受付等

中小企業等グループ施設等復旧整備補助金の流れ



地域企業再建支援事業費補助金の流れ



派遣職員の声

被災地派遣を通じて、何事にも真摯に取り組むことの大切さ学んだ。被災して補助金を必要とする方に補助金制度の案内等を行うときは、制度を理解して丁寧な案内を行う必要があり、制度の理解を日々深めていく必要があった。また、事業者が補助を希望していても、制度上補助対象外の施設や設備もあるため、写真や資料だけではわからない場合は現地へ足を運び、現物を見ながら補助対象としての適性を確認し、可能な限り補助金で対応できるよう検討するなど、被災した事業者に寄り添った対応が求められる。

こうした姿勢を忘れずに、派遣先での経験を今後の都政に生かしていきたいと思う。

## 5 道路・河川等（神奈川県相模原市）

令和元年10月の東日本台風により、相模原市は大きな被害を受けた。住家被害は全壊23棟、半壊48棟、一部破損128棟であり、緑区の津久井地域に集中して被害が発生した。また、道路では、国道413号や県道64号、県道76号等、計52路線において土砂崩れや崩落、倒木、落石等の被害が474件発生した。さらに、橋梁では、串川の増水による流失等、3件の被害が発生した。

都は、令和2年1月から同年3月にかけて、都市建設局道路部道路整備課に職員を派遣し、道路の災害査定に向けた調査、設計及び積算、災害復旧工事の調査、設計、積算及び監督業務を担当した。

### ・派遣職員数

年度	R元
派遣人数	1

※派遣職員数は令和2年1月1日時点

## 第6節 令和2年7月豪雨

### 1 道路・河川等（熊本県）

熊本県南部に、長期間にわたって停滞した線状降水帯は、令和2年7月3日から4日にかけて芦北町で24時間最大694mm、時間最大129mmの雨を降らせるなど、県南を含む多くの地点で観測史上1位の降水量を記録した。球磨川や佐敷川に流れ込んだ大量の雨は当該河川の氾濫を引き起こし、各地で土砂崩れも多数発生した。芦北地域振興局管内だけで、公共土木施設は、県工事分として347件を数えるなど甚大な被害に遭っている。

災害復旧事業により公共土木施設を早期に復旧するため、都は芦北地域振興局に技術系職員を派遣した。

#### (1) 県南広域本部 芦北地域振興局 土木部（令和2年度～令和4年度）

##### ア 組織概要

芦北地域振興局土木部は、芦北町をはじめ津奈木町、水保市の1市2町、約412km<sup>2</sup>の面積を管轄しており、観光と地域間交流の推進、地域の発展の基盤となる交通網や都市公園の整備による活力ある地域づくり、河川改修や海岸保全、土砂災害防止、道路防災等の県土保全対策による安全安心な暮らしの確保に日々取り組んでいる。

都職員は派遣当初の令和2年度11月に土木部「維持管理調整課」と「工務課」に各1名が、令和3年度からは「維持管理調整課」に1名が配属された。担当業務は、①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく各申請書の作成、②災害査定準備に伴う積算・設計業務、③国土交通省及び県土木部との調整、④国の災害査定の手配、⑤河川改良復旧（災害復旧助成事業）、⑥土砂災害対策（災害関連緊急砂防・急傾斜事業）、⑦災害査定完了後の工事の積算・発注・工事監督等の災害復旧事業である。

##### ・主な担当業務

- ①管内道路の国の災害査定
- ②河川改良復旧（災害復旧助成事業）
- ③災害復旧事業の工事発注と監督

##### ・派遣職員数

年度	R2	R3	R4
派遣人数	2	1	1

※ 派遣職員数は、各年度4月1日時点（令和2年度は11月1日時点）

##### イ 主な成果

##### (ア) 河川改良復旧事前工事（「佐敷川の河川内に堆積した土砂」の掘削工事）

令和2年7月豪雨時に、管内の河川内に土砂が堆積する箇所が生じ、これらの土砂を出水期前に除去することが喫緊の課題となった。この掘削工事は、単なる土砂の除去ではなく、河川改良復旧（災害復旧助成事業）に先立つ河川掘削でもある。約630mの区間を担当し、本掘削工事についても、無事に発注した。



県南広域本部芦北地域振興局



芦北地域振興局と派遣時の住宅は佐敷川沿いに位置し、浸水範囲に含まれている。  
 職場と住宅は玄関がかさ上げされており床上浸水を免れたが、駐車場の車は多数が水没し全損した。  
 ※図は熊本県 HP「令和2年7月豪雨被災状況【速報版】」（熊本県土木部監理課）より抜粋・加工。



河川内の土砂堆積状況（佐敷川）



### (イ) 災害復旧事業の工事発注と監督業務

損壊した一般県道 331 号線道路擁壁や舗装の原形復旧工事を行った。被災現場は、佐敷川本流が蛇行しながら支流と合流する地点に当たり、地下水位が高かったが、これはかつての水路敷を埋め立てて農地として利用していたため、豪雨で発生した大量の伏流水が行き場を失ったことに起因すると思われる。そのため、将来の被災防止の観点から、地下排水対策を行い復旧した。



一般県道 331 号古石天線国見地内（着手前）



一般県道 331 号古石天線国見地内（完了後）

#### 派遣職員の声

- 芦北地域振興局では、被災直後、速やかに道路啓開や応急工事を実施し、被災した約 350 箇所の災害査定を年内に完了した。組織内や地元業者との緊密な連携をはじめ、令和 2 年 5 月の道路法改正後に全国で初めて適用した国による権限代行の活用、災害派遣チームの迅速・計画的な配置など、緊急時に対応するための日頃の準備がなされていたことが適切な査定完了につながったと改めて思った。今後、この貴重な経験を都の職務で生かしていきたい。
- 西日本を中心に多大な被害があった令和 3 年 8 月の大雨により、大型土のうで応急復旧していた県道の兼用護岸が再度崩落し、通行止めとなった。本復旧工事の施行中で衆議院が解散し、偶然にも選挙期日は交通開放の目標としていた 10 月末日となった。交通開放が間に合わない場合、住民は投票所まで山を隔てて迂回しなければならず、投票上の障害になるため重圧を感じた。  
途中、軟弱地盤が判明するなど課題が生じたが、受注者や局内職員と連携し、選挙日前日に交通開放するに至った。住民への負担をなくすため、やりがいを持って臨むことができた。